

国保年金課からのお知らせ

●国民健康保険料の保険料率が決まりました

国民健康保険料は、本市の医療費状況により毎年算定していますが、本市の医療費状況は、年々増加傾向にあり、平成23年度の保険料は、この医療費の上昇分を見込んで算定しています。なお、1人あたりの医療費に換算すると、県内市町で2番目～3番目の高さで推移しています。

国民健康保険財政の運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

《平成23年度の国民健康保険料算定方法》

1年間の保険料 = 医療分 + 介護分※ + 後期高齢者支援分

◎各項目の明細

	医療分	介護分※	後期高齢者支援分
所得割	10.4%	3.1%	3.4%
均等割	27,800円	8,600円	8,600円
平等割	25,200円	5,400円	7,800円
賦課限度額	510,000円	120,000円	140,000円

※介護分は、40歳～64歳までの人が対象です。

【所得割】 前年の所得金額から33万円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額

【均等割】 被保険者1人につき負担してもらう額

【平等割】 1世帯につき負担してもらう額

●国民健康保険料の納め方

同一世帯の被保険者の保険料を世帯主に納めていただきます。

◎普通徴収の場合

口座振替または納付書で納めてください。(納付金額は納入通知書Aの部分に記載)

◎特別徴収の場合

普通徴収の2回分に相当する額が年金から差し引きされます。(納付金額は納入通知書Bの部分に記載)

保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替での納付を希望される方は、通帳と届出印をお持ちのうえ世帯主名義の預貯金口座のある市内金融機関で申し込んでください。

●こんなときには届出を

職場の健康保険に加入した、家族の健康保険の被扶養者になった、住所・世帯主・氏名が変わったなど、保険証の記載内容に変更があるときには届出が必要です。異動日から14日以内に届出をしてください。

届出に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先 国保年金課 (082) 11177